

次世代の山づくりと地方創生に向けた水郷日田の木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 15 条第 1 項に基づき、株式会社アールシーコア（以下「甲」という。）と日田市（以下「乙」という。）は、木材利用促進協定を締結する。

第 1 条（目的）

この協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、甲の「木材の利用の促進に関する構想」（以下、「木材利用促進構想」という。）に基づく取り組みを促進し、その達成に寄与することを目的とする。

第 2 条（木材利用促進構想）

（1）構想の内容

甲は、乙域内の関係者との連携強化等による「日田材の活用」、森林資源・森林空間を活用した市民活動への展開等による「地域の活性化」、都市と山村地域の往来を促進する「人流の創出」の取り組みを行うことにより、乙が取り組む筑後川上流域における水資源の保全、森林資源の保続を企図した、次世代の山づくりと地方創生に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取り組み

①日田材の活用（関係者との連携強化）

甲は、乙地域内の山林から伐出された日田材を、甲の物件等に積極的に活用するとともに、大径木や未利用材の有効利用を図り、日田材の直送体制および安定供給体制の構築に取り組む。

②地域の活性化（市民活動への展開）

甲は、乙地域の森林資源を活用し、甲による日田材を用いた商品開発や森林空間の利用機会の創出、「自然と暮らすライフスタイル」の提供と、それらを持続させる協働型コミュニティの構築に取り組む。

③人流の創出（都市との往来）

甲は、乙地域において、林業関連人材の育成や森林・里山を活かした活動拠点の創出を行い、移住・定住の促進と関係人口の創出に取り組む。

第 3 条（構想を達成するための乙による支援）

乙は、木材利用促進構想の達成に向けて、甲に対して活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、適宜の会合開催等による人材交流、情報共有等を行う。また、本協定に基づく乙の取り組みを優良事例として積極的に広報する。

第 4 条（構想の対象区域）

本協定の対象区域は日田市全域とする。

第 5 条（有効期間）

本協定書の有効期間は、締結の日から 2028 年 3 月 31 日までとする。なお、甲及び乙は、本協定書の期間満了日の 3 ヶ月前までに、本協定書の延長又は更新の可否について協議するものとする。

第 6 条（協議）

本協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令及び慣行に従い、相互に誠意を持って協議し、解決にあたるものとする。

第 7 条（解除）

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本協定書を解除できるものとする。

- （1）関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
- （2）法令に違反する行為等、本活動の理念に照らし不適切な行為が行われたとき。
- （3）前各号に掲げる事項が発生するおそれがあると認めたとき。

以上、本協定書締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙押印の上それぞれ 1 通を保有するものとする。

2025 年 10 月 2 日

甲 東京都渋谷区猿楽町 10 番 1 号
株式会社アールシーコア

代表取締役社長

壽松 本 康 晴

乙 大分県日田市田島 2 丁目 6 番 1 号
日田市

日田市長

掠野 善 智 子